

里親への包括的支援体制の抜本的強化と家庭養育原則の徹底

検討項目	現状・課題	今後の方向性
特別養子縁組制度への認知度向上に向けた取組について	<p>○制度についての社会の認知度が課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組としては、ポスター作成、特定不妊治療を実施する医療機関へのリーフレットの配布、助産師会等に対する研修の実施など。今年度は若い世代を対象に子供を持つということについての総合的な普及啓発も実施予定。 ⇒現状については、都民及び企業対象のアンケート調査を実施して詳細を把握（8月末報告書完成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間のノウハウも活用したターゲットを絞った普及啓発 ・制度周知のための普及啓発の充実（詳細は第6回部会で検討予定）
養子縁組里親への支援の充実と、養子縁組成立後の養親子への支援のあり方について	<p>○「新しい社会的養育ビジョン」では、特別養子縁組の推進が求められているが、都の施策において養子縁組里親への支援が十分でない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託前の交流期間における経費について都は独自に補助をしているが、対象は養育家庭のみ ○平成28年の児童福祉法改正により都道府県業務として規定された縁組成立後の養親子への支援が十分でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流中の養子縁組里親への支援の充実 ・縁組成立後の養親子への相談支援の充実
特別養子縁組を前提とした新生児委託推進事業の事業拡大の方向性の検討	<p>○平成29年度からモデル事業として実施してきた中での課題を踏まえ、本格実施に向けて、スキームの見直しが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児院の在籍枠の確保が1枠しかないため、活用が制限される（時期が重複したために本事業を活用できなかったケースが平成30年度末までに7件発生） ・新生児里親として登録されている家庭の数が十分でない。（平成30年度末時点で7家庭） ・委託に至るまでの期間が非常に短いことから、里親の負担や不安が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに対応できる体制の整備 ・新生児里親数増加のための取組 ・委託後の里親への支援の充実 ・地域の関係機関への周知等の普及啓発
民間養子縁組あっせん機関の支援のあり方と児童相談所との連携について	<p>○都と民間あっせん機関の間で相互に養親を紹介する仕組みが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都の養子縁組里親の中に適切な養親候補者がいない場合に連携できるようにしてほしい。〔民間あっせん機関へのアンケートより〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所と民間あっせん機関との連携会議の開催による情報共有 ・養親の相互紹介に係る体制の構築と円滑な運用
民法改正への対応【追加】	<p>○特別養子制度の対象年齢の拡大等を内容とする民法改正法が成立（令和元年6月14日公布／施行は公布から1年以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養子候補者の上限年齢（現行）原則6歳未満⇒（改正後）原則15歳未満 ・二段階手続の導入（特別養子適格の確認の審判＋縁組の成立の審判） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに対象となる年齢の児童への対応の検討 ・認定・登録のあり方の検討